

子どもの違反に対する親の介入行動 —領域別特殊理論の視点から—

芝 崎 美 和¹

Parent Intervention to children's transgressions — from domain-specific theory —

Miwa Shibasaki¹

Abstract : The focus of this study was the relation between gender of parents or transgression type and parent interventions to children's transgression. 51 women were presented with four pictures depicting the scene that children went against social rules : moral issues (e. g., “conflict” and “property damage”) and social conventional issues (e. g. “not to obey his / her parents” and “breaching rules”), they were asked to answer what their parents had done toward their transgressions when they had committed each transgression in their childhood. Answers were subdivided into eight categories (no experience, restraint, restraint with giving a reason, perspective-taking, confirmation of contexts/reasons, constraint with action, neglect, and warning of the punishment). There was the meaningful link between transgression type and parent interventions; they answered they had not received any interventions or had received interventions such as “perspective-taking” in moral domain, and “restraint giving a reason”, “neglect”, and “warning of the punishment” in social conventional domain. There was also the significant relation between gender of parents and parent interventions ; they answered they had received interventions including “perspective-taking”, “confirmation of contexts/reasons” in moral domain, and “restraint giving a reason” at the breach of the rule setting included in social conventional ones as interventions by their mothers. On the other hand, they experienced fathers' interventions such as “constraint by action” in social conventional domain, and the property damage setting included in moral domain. They experienced more interventions by their mothers than fathers totally.

Key Words : intervention, transgression, morality, social convention

目 的

近年、子どもの道徳力の低下が問題視されるようになってきた。例えば、約束を守ることに
ついての小学生の意識を調べた研究では、約束
は守るべきだという意識は年々低下する傾向に
あることが明らかにされている（ベネッセ、
2007）。また、子どもに約束を守る状況を尋ね
た調査では、約20年前と現在では、約束を守る
べきだと判断する状況に違いが見られることが
明らかにされており（山岸、2006）、特定の状
況における規範意識の低下が現在の道徳力低下

の問題を生み出していると考えられる。このこ
とから、子どもの道徳力を包括的に捉えるので
はなく、複数の側面から詳細な検討を行うこと
が、現在の子どもが抱える道徳力の問題に対応
する上では必要であるといえる。

子どもの道徳力を多面的に捉える上で有用な
理論に領域別特殊理論がある（Turiel, 1983）。
この理論では、社会的知識は、道徳、社会的慣
習、個人という3つの領域によって構成されて
おり、子どもは早い段階でこれら3つの概念領
域を区別して認識するようになる。子ども達が
抱える道徳力の問題には、思いやりや共感性の
欠如などの道徳的側面と、ルール崩壊や規範

1 新見公立短期大学

意識の欠如などの慣習的側面があることから、道徳領域と社会的慣習領域を区別して考える領域別特殊理論は、これらの問題についてより多くの情報を得て介入策を講じる上で有用なものである。

道徳領域には、状況や立場によらず普遍的に守るべき事柄が含まれており、年齢が高くなるにつれて、道徳領域での違反を犯した者についてより正確な善悪判断を行うことができるようになる。一方、社会的慣習概念は、慣習の肯定と否定を繰り返しながら発達すると考えられており、例えば日本では、小学生から中学生に進級する時期にかけて慣習の肯定から否定への移行がみられる（独立行政法人国立青少年教育振興機構、005）。これは、年齢に伴い、規則を拘束的で他律的なものから協同的で自律的なものへと捉え直すようになるというPiaget（1930）の考えと一致するものである。すなわち、規則は他者から与えられ守るべき絶対不可侵のものであるという考えは、年齢が高くなるにつれ、状況によっては必ずしも守る必要がなく、集団の同意が得られれば変更が可能であるものへと変化し、したがって、社会的慣習領域における規範遵守には道徳領域のように年齢に伴う安定した高まりが見られるとはいえない。

このように、道徳領域と社会的慣習領域は、守るべき普遍的事象が含まれるか否かという点で異なり、それに伴って各領域における規範遵守は異なる発達の様相を示すが、いずれの規範も道徳性の基礎が形成される低年齢時において守るべき事柄として大人から教示されるという点では一致している。特に、大人に対して一方的な尊敬の念を抱き、大人が示す規則は絶対であると考え（Piaget, 1930）幼児期および児童期初期において、子どもにとって最も身近な権威者である親が子どもの規範獲得を促すために示す介入行動は、子どもの規範意識や道徳性の基礎を形成する上で重要であるといえよう。

子どもに規範を身につけさせることを目的として違反場面で親が示す介入行動は、以下の2つの要因に影響を受ける。第1に違反の性質である。とりわけ、違反が道徳領域と社会的慣習領域のいずれに属するかによって親の介入内容には違いが見られると推察される。道徳領域は正義や福祉、権利などの価値概念を知識の基盤としており、具体的な行動事例としていじめや盗みなどの対人葛藤が挙げられるのに対し、社

会的慣習領域の知識基盤は社会システムに関する概念であり、具体的な行動事例にはマナーや校則、挨拶などの規則遵守が挙げられる（首藤、1992）。対人葛藤の解決には視点取得を用いた感情推測や罪悪感の喚起が有効であり（中川・山崎、2005）、道徳領域の違反場面で親が示す主たる介入行動にも視点取得に関するものが多く見られると考えられる。一方、3段階から成る規則の発達段階のうち（Piaget, 1930）、第1段階の義務・拘束感のない段階に属している年齢の低い子どもが規範を獲得するためには、行動を習慣化したり繰り返し教示する方法が有効であることから、社会的慣習領域の違反場面では親による一方向的な規則の教示が見られる可能性が高い。

第2に親の性別である。Hoffman（1975）によると、子どもの道徳感情を育むための躰には性差が見られ、母親は感情を表出したり他者の感情や要求に応えるなどの表現的役割にうまく適応し、主に女兒に対して権力を行使せずにより多くの感情を表出しながら誘導的躰を行うが、父親は仕事の成功や達成につながるスキルを重視し、特に男児に対して罰や報酬を用いた躰によってこれらのスキルを授ける傾向にある。つまり、子どもに何を期待するかは父親と母親で異なっており、それによって用いる躰にも違いが見られる。このような躰に見られる性差は、違反場面で介入行動にも反映される可能性が高い。しかしながら、これまでのところ、子どもの違反に対する親の介入行動については十分な知見が得られておらず、違反の性質や親の性別が介入内容にどのような影響を与えるかについては不明である。

近年、子どもだけでなく青年の道徳力の低下も問題視されることが多い。特に、乳幼児と日常的に多くの時間を共有し、教示によって誤った行動を正したりモデリング対象となり得る者が道徳力の問題を抱えていた場合、子どもの道徳性発達にもたらされる負の影響は計り知れない。共働き世帯の増加に伴い、多くの子ども達が生活時間の大部分を保育施設で過ごすようになった今日、まず着目すべきは、子どもを支える立場にある保育者あるいは保育学生が違反や規範についてどのような認識を持っているかである。違反や規範に対する彼らの認識は、彼ら自身が幼少期に権威者から受けた介入内容が道徳規範の一部として内在化したものの表れであると考えられ、それらは子どもの違反場面に遭

遇した際に行動化されると考えられる。しかしながら、従来の研究では、保育者あるいは保育学生が違反を犯した子どもに示す介入行動については検討されているものの（中川，2004），その介入スタイルを獲得した背景，すなわち、彼ら自身が権威者から受けてきた介入内容や関連要因などは明らかにされていない。

そこで本研究では、子どもの違反に対する親の介入行動について、保育学生を対象とし、違反の性質と親の性別がどのように関連するかについて回顧法を用いた検討を行う。その際、道徳領域の違反場面としてはけんか場面と物損場面を、社会的慣習領域の違反場面としてはいいつけ場面ときまり場面を取り上げる。なお、いいつけ場面ときまり場面はともに規則違反場面であるが、前者は親子間という狭い関係のみで生じる規則場面として、後者は親子間で決められたものではあるが親子以外の他者との広い関係においても般化され得る規則場面として扱う。

方法

調査時期 2009年5月であった。

調査対象者 保育士養成短期大学に所属する女子学生51名であった。

材料 4つの違反が養育者に見つかる場面を描いた質問紙を用いた。質問紙は父親用と母親用の2つを用意した（Figure1参照）。4つの違反場面とは、けんか場面（友達とけんかしている場面）、物損場面（おもちゃを故意に壊す場面）、いいつけ場面（静かに昼寝をしない場面）、きまり場面（持ち出していない本を持ち出す場面）であった。



Figure 1 調査に用いた質問紙（母親状況）

手続き 回答には回顧法を用いた。父親状況では、「子どもの頃に次の4つの違反を犯したとき、お父さんが言ったこと、あるいはとった行動を吹き出しの中に書いて下さい。回答が複数の場合は、頻度の高いものから順に書いて下さい。」と教示した。母親状況についても同様の教示を行った。

結果

1. 全体の傾向

得られた回答を、KJ法を用いて①経験なし、②制止、③理由説明を伴う制止、④視点取得、⑤状況／理由確認、⑥行動で抑制、⑦放置、⑧罰予告の8カテゴリーに分類した（Table 1）。なお、1つの質問に対して複数の回答が認められた場合、最初に記述された回答のみを分析対象とした。無回答あるいは分類不能の回答（「怒る」など具体的な言動内容が記述されていないもの、「覚えていない」など）を除外した結果、最終的に分析対象となったのは、場面1が92回答（父親場面43回答，母親場面49回答）、場面2が83回答（父親場面41回答，母親場面42回答）、場面3が89回答（父親場面41回答，母親場面48回答）、場面4が79回答（父親場面39回答，母親場面40回答）であった。

各カテゴリーにおける回答に偏りが見られるかについて χ^2 検定を行った。結果をTable 2に示す。分析の結果、有意な回答の偏りが見られ（ $\chi^2(21) = 136.36, p < .01$ ）。残差分析の結果、けんか場面における①経験なしと④視点取得、いいつけ場面における②制止、⑥行動で抑制、⑦放置、⑧罰予告、きまり場面における③理由説明を伴う制止、⑤状況／理由確認の残差がプ

Table 1 各カテゴリーにおける回答例

カテゴリー名	回答例
①経験なし	そういう場面はなかった、こういうときに父はいなかった
②制止	「やめなさい」、「物を壊しちゃいけません」、「早く寝なさい」、「元の場所に返してきなさい」
③理由説明を伴う制止	「危ないからやめなさい」、「明日起きられないから早く寝なさい」
④視点取得	「それを作った人や買った人はどう思う?」「おもちゃが泣いているよ」
⑤状況/理由確認	「何でそういうことするの?」「ちゃんと約束したのに何で約束破るの?」
⑥行動で抑制	頭を叩かれる、真っ暗な倉庫に連れて行かれる
⑦放置	あきらめて放っておかれる、「約束したのに守れないならもう勝手にしなさい」
⑧罰予告	「壊すならもう買ってあげないよ」、「早く寝ないとお化けが出るよ」、「おまわりさんに連れて行かれるよ」

ラスに有意であり、けんか場面における③理由説明を伴う制止、⑧罰予告、物損場面における⑦放置、いいつけ場面における①経験なし、④視点取得、⑤状況/理由確認、きまり場面における②制止、④視点取得の残差がマイナスに有意であった。また、物損場面における④視点取得の残差にプラスの有意傾向が見られ、物損場面における③理由説明を伴う制止ときまり場面における⑧罰予告の残差にマイナスの有意傾向が見られた。

2. 違反特性による父親および母親の介入内容の違い

子どもの違反に対して父親と母親が示す介入に、違反場面による違いが見られるかについて、父母別に検討した。まず、父親の介入行動に違反場面による違いが見られるかについて χ^2 検定したところ、回答に有意な人数の偏りが見られた($\chi^2(21) = 43.54, p < .01$)。残差分析の結果、けんか場面における①経験なし、いいつけ場面における⑥行動で抑制および⑧罰予告、きまり場面における⑤状況/理由確認の残差がプラスに有意であり、いいつけ場面における①経験なしと⑤状況/理由確認の残差がマイナスに有意であった。さらに、けんか場面における④視点取得といいつけ場面における②制止の残差

にプラスの有意傾向が見られた。

続いて、母親の介入行動に違反場面による違いが見られるかについて χ^2 検定したところ、回答に有意な人数の偏りが見られた($\chi^2(21) = 107.38, p < .01$)。残差分析の結果、物損場面における④視点取得、いいつけ場面における⑦放置と⑧罰予告、きまり場面における③理由説明を伴う制止と⑤状況/理由確認の残差がプラスに有意であり、けんか場面の③理由説明を伴う制止と⑧罰予告、いいつけ場面における④視点取得と⑤状況/理由確認、きまり場面における②制止の残差がマイナスに有意であった。また、けんか場面の①経験なしと④視点取得、いいつけ場面の⑥行動で抑制の残差にプラスの有意傾向が、けんか場面の⑦放置および物損場面の③理由説明を伴う制止、いいつけ場面の①経験なし、およびきまり場面の④視点取得の残差にマイナスの有意傾向が見られた。

3. 親の性別による介入内容の違い

親の性別によって回答に違いが見られるかを検討するために、場面ごとに χ^2 検定した。結果をTable2に示す。分析の結果、けんか場面($\chi^2(5) = 18.15, p < .01$)、物損場面($\chi^2(6) = 22.98, p < .01$)、いいつけ場面($\chi^2(5) = 11.06, .05 < p < .10$)、きまり場面($\chi^2(6) = 21.33, p <$

Table2 親の性別による介入内容の違い

	けんか場面			物損場面			いいつけ場面			きまり場面		
	母親	父親	合計	母親	父親	合計	母親	父親	合計	母親	父親	合計
①経験なし	12	27	39	5	21	26	4	9	13	8	20	28
②制止	19	10	29	19	10	29	21	14	35	4	6	10
③理由説明を伴う制止	0	0	0	2	1	3	5	2	7	17	3	20
④視点取得	6	1	7	6	0	6	0	0	0	0	0	0
⑤状況/理由確認	10	2	12	7	4	11	0	0	0	10	6	16
⑥行動で抑制	2	2	4	0	3	3	3	9	12	0	3	3
⑦放置	0	1	1	0	0	0	8	2	10	0	1	1
⑧罰予告	0	0	0	3	2	5	7	5	12	1	0	1

.01) のすべてにおいて回答に親の性別による有意な人数の偏りが見られた。けんか場面では、⑤状況／理由確認の回答が父親よりも母親で有意に多く、④視点取得の回答が父親よりも母親で多い傾向にあった。物損場面では、②制止と④視点取得の回答が父親よりも母親で有意に多く、反対に、⑥行動で抑制の回答が母親よりも父親で多い傾向にあった。いいつけ場面では、⑥行動で抑制の回答が母親よりも父親で有意に多く、⑦放置の回答が父親よりも母親で多い傾向にあった。最後に、きまり場面では、理由説明を伴う制止の回答が父親よりも母親で有意に多く、⑥行動で抑制の回答は母親よりも父親で多い傾向にあった。すべての場面で共通して、①経験なしという回答は母親よりも父親で有意に多かった。

考 察

本研究の目的は、子どもの違反に対する親の介入行動が、違反の性質と親の性別によって異なるか否かを検討することであった。本研究ではTuriel (1983) の領域別特殊理論で示された3つの領域のうち、とりわけ近年、規範意識の低下が懸念されている道徳領域と社会的慣習領域に注目し、各領域に関する違反場面で父母が示す介入行動を検討した。

分析の結果、経験なしや視点取得の回答は道徳領域に関する違反場面のみで多く見られ、他方、理由説明を伴う制止や行動で抑制、放置、罰予告の回答は社会的慣習領域に関する違反場面のみで多かった。また、社会的慣習領域の中でも、いいつけ場面では制止が、きまり場面では状況／理由確認が多く見られた。

続いて、父親と母親が示す介入内容に違反の性質による違いが見られるかを検討したところ、母親に関しては、社会的慣習領域よりも道徳領域に関する違反場面で視点取得を用いた介入が多く見られ、反対に、道徳領域よりも社会的慣習領域に関する違反場面では理由説明を伴う制止、放置および罰予告が多かった。また、社会的慣習領域の中でもいいつけ場面に比べきまり場面では状況／理由確認が多く見られた。一方、父親については、道徳領域よりも社会的慣習領域に関する違反場面で、行動で抑制および罰予告の回答が多く見られ、社会的慣習領域の中でもいいつけ場面に比べきまり場面では状況／理由確認が多かった。

最後に、違反に対する介入内容に父母による

違いが見られるかについて分析したところ、母親は父親に比べて、道徳領域に関する違反場面では視点取得を多く示し、道徳領域の中でもけんか場面では状況／理由確認を、物損場面では制止を多く示した。また、社会的慣習領域に関する違反場面の中でもきまり場面では理由説明を伴う制止を行うことが多かった。他方、父親は母親に比べて、社会的慣習領域に関する違反場面や、道徳領域の中でも物損場面において、行動で抑制する介入を多く示すことが明らかとなった。さらに、全体的に父親は母親に比べ、子どもの違反に直面した際に介入を行う割合が低いことが示された。以上のことから、子どもの違反に対する親の介入行動には、違反の性質や親の性別による違いが見られることが明らかとなった。

Hoffman (2000) によると、親によるしつけスタイルは、力中心のしつけ、愛情の除去、誘導的しつけの3つに分けられる。本研究で得られた8つの介入内容をこれらに当てはめると、②制止、③理由説明を伴う制止、⑥行動で抑制、⑧罰予告は力中心のしつけに、④視点取得は誘導的しつけに属するものと位置づけられ、また、⑤状況／理由確認は誘導的しつけにつながる介入であると見なすことができる。このようなしつけスタイルの観点から本研究結果をまとめると以下ようになる。まず、全体の傾向として、道徳領域に関する違反場面では、誘導的しつけに属する視点取得が多く見られ、反対に、力中心のしつけに属する理由説明を伴う制止と罰予告が少なかった。他方、社会的慣習領域に関する違反場面では、力中心のしつけに属する理由説明を伴う制止、行動で抑制および罰予告が多く、誘導的しつけに属する視点取得が少なかった。

道徳領域に関する違反場面において、誘導的しつけに属する視点取得が多く見られ、力中心のしつけに属する理由説明を伴う制止や罰予告が少なかった理由として、誘導的しつけが罪悪感を導くという一連のスキーマの形成に対する親の意識が挙げられる。Hoffman (2000) は、就学前の子どもの場合、特定のイベントが5回以上繰り返されることによってスクリプトが形成されることに注目し (Hudson & Nelson, 1983)、子どもが違反を犯した際に誘導的しつけを繰り返し行うことにより、子どもの共感的苦痛を高め、罪悪感を喚起させることができるという、誘導的しつけ-罪悪感スキーマの存在

を示した。罪悪感とは違反の繰り返し抑制に貢献することから (Irwin & Moore, 1971), 子どもが道徳領域に関する違反を犯した際に、親は違反によって傷ついた他者がいることを子どもに伝え、反省を促すだけでなく、違反の繰り返しの防ぎを目的として、視点取得のような罪悪感を喚起させる誘導的しつけを用いたのだと考えられる。

一方で、理由説明を伴う制止や行動で抑制、罰予告などの力中心のしつけは、親への一時的な従順性を引き出すものの、介入を受けたことによる怒りや反発心は他の弱い者に向けられ (Hoffman, 2000), このような負の感情は権威者が不在である場面で報復や攻撃行動といった形で発現することがある。したがって、力中心のしつけによる介入を受けた場合、子どもは被害者である他者の感情を慮ることがなく、十分な罪悪感が喚起されないため、同じ違反が何度も繰り返される可能性が高くなり、他者とさらなるトラブルを引き起こす危険性がある。道徳領域に関する違反場面で力中心のしつけが少なく、誘導的しつけが多く見られたという結果は、親が子どもに対して、普遍的に守るべき規範を含む道徳領域に関する違反について (Turiel, 1983), 他者への攻撃の危険性を伴う一時的な従順性ではなく、他者の視点から自己の行動を振り返り、他者の感情を推測し、罪悪感に基づいて悔い改めるといった自己内省を求めていることの表れであると考えられる。

他方、社会的慣習領域に関する違反については、いいつけ場面では、力中心のしつけに属する制止、行動で抑制、放置および罰予告が多く、誘導的しつけにつながる状況/理由確認が少なかったが、きまり場面では、力中心のしつけに属する理由説明を伴う制止や、誘導的しつけにつながる状況/理由確認が多く、力中心のしつけである制止が少なかった。また、いいつけ場面ときまり場面の両方で誘導的しつけに属する視点取得を用いた介入が少ないことが示された。

本研究で扱った慣習領域に関する2つの違反場面はともに、親子間で取り決められた規則についてのものであるが、いいつけ場面における規則は家族という私的な関係性以外の状況では見られないものであるのに対し、きまり場面における規則は、仲間集団や学校など家族以外の公的な関係性の中でも共通してみられるという違いがあり、規則を遵守する状況が私的状況に

限られるか、あるいは公的状況にまで拡大されるかという観点から、前者を私的規則場面、後者を公的規則場面ととらえることができる。私的規則場面であるいいつけ場面で、力中心のしつけである制止、行動で抑制、罰予告が多く見られたのは、これらの介入が一時的な効果しか持たず、親と子の2者間で取り決められた規則は、親子間では守る必要があるが、親以外の他者との間では必ずしも守る必要がないなど、他の状況では遵守レベルが低い場合があることを親が認識していたためであると推察される。

一方、公的規則場面であるきまり場面では、力中心のしつけに属する制止が少なく、理由説明を伴う制止や状況/理由確認が多かった。Hoffman (2000) によると、制止のような親の一方的な力中心のやり方に理由説明が加わることは、親の要求を正当化し、一方的な強制力を和らげる意味があり、単なる制止に比べて子どもの規則遵守を容易にする。つまり、親は、誘導的しつけに属する状況/理由確認だけでなく理由説明を伴う制止を行うことによって、公的規則の遵守を子どもにより強く求めており、なぜきまりを守る必要があるのかという理由を理解することが様々な場面でのきまり遵守につながるかと認識している可能性が高い。

また、社会的慣習領域に関する違反に対し、視点取得を用いた介入が少なかったのは、他者や他者の所有物を傷つける道徳的違反に比べ、慣習的違反には明確な被害者が存在せず、したがって共感性を喚起させる必要がなかったためであると考えられる。

このように、道徳領域と社会的慣習領域に関する違反に対して親が示す介入内容は異なるが、しつけのタイプには性差が見られ (Hoffman, 1975), その性差は、子どもに何を守ってもらいたいかに関する父親と母親の意識を反映するものであると考えられる。そこで、各場面での介入内容に父母による違いが見られるかについて検討したところ、父親に比べて母親では、道徳領域に関する違反場面で視点取得を用いた介入が多く、道徳領域の中でもけんか場面では状況/理由確認が、物損場面では制止が多かった。また、社会的慣習領域に関する違反場面のうちきまり場面では、理由説明を伴う制止が多く見られた。

道徳違反に対して視点取得を用いた介入を多く示すという母親の結果は、母親は女兒に対して権力を行使せず、感情表出をより多く用いた

誘導的しつけを行うというHoffman (1975) を支持するものであり、母親は子どもの道徳違反に直面した際、子どもに他者の視点に立つよう求め、他者の経験したネガティブな感情を推測させることによって違反行動を抑制しようとする事が示された。ただし、けんか場面では誘導的しつけにつながる状況/理由確認が多かったのに対し、物損場面では力中心のしつけに属する制止が多く見られたことから、感情理解を介した誘導的しつけは、道徳違反の中でも特に対人場面においてみられやすいといえる。

さらに、きまり場面において力中心のしつけに属する理由説明を伴う制止が多かったという結果は、きまり遵守に対する母親の意識の強さを表している。母親は、子どもにきまりを守らせるためには、単なる制止のような一方的で力中心のやり方ではなく、遵守理由を説明するなど、規則を守って欲しいという要求を正当化し、より子どもに受け入れやすい方法で伝える必要があると考えていると思われる。

他方、母親に比べて父親は、道徳領域に関する違反場面の中でも物損場面と、社会的慣習領域に関する2つの違反場面において行動で抑制する介入を多く示した。Hoffman (1975) によると、父親は仕事の成功や達成につながるスキルを重視する傾向にあり、このようなスキルを教授する際には報酬や罰などの行動的介入が多く用いられる。社会的慣習領域に関する違反を犯すことによって社会的な信用を失い低い評価を与えられることは、社会的な成功や地位の喪失に結びつき得る。父親は、子どもが社会の中で成功的な立場を確立するためには、公私にかかわらず如何なる関係性においても規則を遵守するという習慣を幼少期に身につけることが重要であり、そのためには言語ではなく行動による抑制が効果的であると考えていると推察される。

また、道徳領域に関する2つの場面のうち、物損場面でも行動で抑制する介入が多く見られたが、このような結果は、父親が物を壊すことによって生じる物理的な損失に注目していることを表している。けんかのように双方に責任が発生する場合は異なり、物を壊した際には壊した者が責任の多くを負い、場合によっては補償が求められる。道徳領域に関する2つの違反場面の中でも物損場面においてのみ行動で抑制する介入が見られたのは、父親が、物を壊すこ

とによって生じ得る補償などのマイナスの可能性に着目し、社会的慣習領域における違反と同様に、物を壊すという行為を戒めるためには罰などの行動的介入が効果的であると判断したためであると考えられる。

最後に、すべての場面において父親の介入率が母親の介入率を下回るという結果が得られた。家庭における父親の育児参加についての調査では、父親が叱りにほとんど参加していないと回答した母親は3割にも上ることが明らかにされており(ベネッセ, 2002)、このような結果は、父親の叱り参加について得られた本研究結果と一致するものである。父親の育児参加は母親の育児不安を低減させることから(ベネッセ, 2002)、叱りについても父親のさらなる参加が求められるが、ただし、限られた時間の中で父親なりに叱りに参加しているが、その機会が母親と比べあまりに少ないため、叱りの事実を子どもが相対的に低く評価している可能性もあり、この点については今後の検討課題である。

以上のことから、子どもの違反に対する親の介入行動には、違反の性質と親の性別による違いが見られることが明らかとなった。本研究では保育者養成校に所属する女子学生を対象として回顧法を用いた検討を行った。愛着行動や養護行動など、様々な社会的行動に世代間伝達が見られることから、しつけの一部である違反への介入行動についても同様に世代間伝達が見られると考えられる。幼少期に違反を犯した際に養育者から繰り返し示された介入行動のスタイルが、実際に子どもの違反を目の当たりにした際にどのような形で発現するかについて今後検討することにより、介入スタイルの獲得の背景を明らかにすることができるとと思われる。幼児期の社会性形成を支える彼らの介入スタイルやその獲得背景を明らかにすることによって得られた情報は、子どもの道徳性発達について、その問題点や改善策を講じる上で有用なものとなるであろう。

今後の課題

今後の課題として以下の4点が挙げられる。第1に、男児の違反に対する親の介入内容を検討しなければならない。本研究の調査対象者は女子学生であったが、女兒に対する母親のしつけと男児に対する父親のしつけには違いが見られることから(Hoffman, 1975)、男子学生を

対象とした調査を行った場合、本研究結果とは異なる結果が得られる可能性が高い。

第2に、本研究では回顧法を用いた検討を行ったが、育児中の親を対象とした検討を行うことによって、子どもの違反に対する親の介入についてより正確な情報を得られると考えられる。

第3に、回顧対象となった時期を幼児期、児童期初期、後期のいずれかに焦点化する必要がある。Piaget (1930)によると、子どもにとっての規則とは、拘束的で他律的なものから協同的で自律的なものへと変化していく。権威者は、規則認識における子どもの発達的变化を理解した上で、発達段階に応じた介入を行っていると考えられるため、幼児期と児童期とは示された介入に質的な違いが見られた可能性が高い。今後、規則認識あるいは道徳性発達の段階を考慮した上で、権威者の介入行動についてさらなる検討を行うことが求められる。

最後に、本研究で取り上げた違反場面以外の場面についても、親の介入行動を検討する必要がある。例えば、社会的慣習領域に含まれる事象の中でも挨拶など日常的に繰り返し見られるものに対する親の意識はとりわけ高く（ベネッセ, 1998）、このような規則遵守に対する親の意識が高い場面では、より強制的な介入が見られる可能性がある。様々な違反に対する親の介入行動を検討することにより、規則遵守に対する親の意識をより正確に把握することができるであろう。

近年、子どもの規範意識の低下が問題視されており、その原因の一端が親に求められている。しかしながら、子どもの道徳性を考えるとき、親のみをその影響要因として取り上げることは危険であり、きょうだい、友人関係、あるいは学校、教育環境など様々な要因を考慮しなければならない。規範意識の低下の背景には規則や違反に対する子どもの認識の変化があると推察され、子どもの道徳性にまつわる問題を考える上では、違反に対する親の介入内容だけではなく、これら子どもの側の能力や認識を明らかにすることが重要である。また、子どもの規範意識をひとくくりに捉えるのではなく、どのような状況でどのような規則遵守が疎かにされているのかを明らかにすることは、子どもの道徳力を正確に見極める上できわめて重要な作業であるといえよう。

引用文献

- ベネッセ教育研究開発センター 2007 第3回子育て生活基本調査（小中版）・速報版
- ベネッセ教育研究開発センター 1998 チャイルドリサーチネット モノグラフ・小学生ナウvol. 18-3.
- ベネッセ教育研究開発センター 2002 チャイルドリサーチネット 第2回幼児の生活アンケート報告書.
- 独立行政法人国立青少年教育振興機構 2005 青少年の自然体験活動等に関する実態調査平成17年度調査研究事業報告書.
- Hoffman, M. L. 1975 Sex differences in moral internalization and values. *Journal of Personality and Social Psychology*, **32**, 720-729.
- Hoffman, M. L. 2000 Empathy and moral development : Implications for caring and justice. 菊池章夫・二宮克美（訳）2001 共感と道徳性の発達心理学 川島書店
- Hudson, J. A., & Nelson, K. 1983 Effects of script structure on children's story recall. *Developmental Psychology*, **19**, 625-635.
- Irwin, D. M., & Moore, S. G. 1971 The young child's understanding of social justice. *Developmental Psychology*, **5**, 406-410.
- 中川美和 2004 4, 6歳児の対人葛藤に対する保育者と幼児の介入行動—誠実な謝罪につながる介入行動— 広島大学大学院教育学研究科紀要 第三部（教育人間科学関連領域）, **53**, 325-332.
- 中川美和・山崎晃 2005 幼児の誠実な謝罪に他者感情推測が及ぼす影響 発達心理学研究, **16**, 165-174.
- Piaget, J. 1930 Le jugement moral chez l'enfant. 大伴茂（訳）1954 児童道徳判断の発達臨床児童心理学Ⅲ 同文書院
- 首藤敏元 1992 認知発達理論 チュリエル 日本道徳性研究会（編）道徳性心理学 北大路書房.
- Turiel, E. 1983 The development of social knowledge : Morality and convention. Cambridge, England : Cambridge University Press.
- 山岸明子 2006 現代小学生の約束概念の発達—22年前との比較— 教育心理学研究, **54**, 141-150.

謝 辞

本調査にあたり，材料作成にご協力いただきました有吉博美さんに深く感謝いたします。